

ご契約時の留意事項 ～必ずご確認ください～

記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり 定款・約款」に記載していますのでご確認ください。

①②③…の番号は、右の「留意・補足事項」の番号に対応しています。

「3年間災害保障型逓増定期保険」のお取扱いについて

1 主契約について

留意・補足事項

	お支払いする 保険金・給付金	お支払いする場合 (支払事由)	お支払い額
第1保険期間 (ご契約後3年間)	災害死亡保険金 ①	不慮の事故で180日以内に死亡したとき	基本保険金額
		所定の特定感染症により死亡したとき	
	災害高度障害保険金 ①	不慮の事故で180日以内に所定の身体障害表の第1級の障害状態(高度障害状態)に該当したとき	災害死亡保険金額と同額
		所定の特定感染症により所定の身体障害表の第1級の障害状態(高度障害状態)に該当したとき	
死亡給付金 ②	不慮の事故・所定の特定感染症以外で死亡したとき	既払込保険料相当額 ③	
高度障害給付金 ②	不慮の事故・所定の特定感染症以外で所定の身体障害表の第1級の障害状態(高度障害状態)に該当したとき	死亡給付金額と同額	
第2保険期間 (第1保険期間満了日の翌日から保険期間満了まで)	死亡保険金 ①	死亡したとき	死亡保険金額 ④
	高度障害保険金 ①	所定の身体障害表の第1級の障害状態(高度障害状態)に該当したとき	死亡保険金額と同額

① (災害)死亡保険金・(災害)高度障害保険金のいずれかをお支払いした場合、ご契約は消滅し、重複してお支払いしません。

② 死亡給付金・高度障害給付金のいずれかをお支払いした場合、ご契約は消滅し、重複してお支払いしません。

③ 約款に定める死亡給付金表により計算される死亡給付金額をいいます。

④ 基本保険金額の5倍を限度とします。

2 保険金額に応じて適用される保険料率について

留意・補足事項

●主契約の保険金額に応じて、下記のとおり保険料の割引があります。

保険金額 ①	保険金額100万円あたりの割引額 ②
7,000万円以上	30円
5,000万円以上 7,000万円未満	20円
5,000万円未満	(割引はありません)

① 減額などにより基本保険金額が小さくなった場合は、保険料が割高となる場合があります。

② 保険料払込みの方法(回数)が月掛の場合の金額です。保険料払込みの方法(回数)が新半年掛の場合は6倍、新年掛の場合は12倍の金額となります。

ご契約時の留意事項 ～必ずご確認ください～

「新進増定期保険」のお取扱いについて

3 主契約について

留意・補足事項

お支払いする保険金	お支払いする場合 (支払事由)	お支払い額
死亡保険金 ①	死亡したとき	死亡保険金額 ②
高度障害保険金 ①	所定の身体障害表の第1級の障害状態（高度障害状態）に該当したとき	死亡保険金額と同額

① 死亡保険金・高度障害保険金のいずれかをお支払いした場合、ご契約は消滅し、重複してお支払いしません。

② 基本保険金額の5倍を限度とします。

ご契約時の留意事項 ～必ずご確認ください～

「3年間災害保障型逡増定期保険」、「新逡増定期保険」共通のお取扱いについて

4 代理請求特約について

- 死亡保険金受取人が法人である場合は、特約を付加することはできません。
- 被保険者がお受取りになる保険金などについて、被保険者本人がご請求できない特別な事情がある場合 **表1** に、代理請求人 **表2** が被保険者に代わって保険金などをご請求いただくことができます。

表1 被保険者本人がご請求できない特別な事情がある場合

被保険者本人が、事故や病気で寝たきりなどの状態になり、保険金などのご請求を行なう意思表示が困難な場合

表2 代理請求人

保険金などのご請求時において、次のいずれかを満たす主契約の死亡保険金受取人が代理請求人となります。

- 被保険者の戸籍上の配偶者
- 被保険者の直系血族（祖父・祖母・父・母・子・孫など）
- 被保険者の兄弟姉妹
- 被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている、被保険者の3親等内の親族（配偶者の父母・おじ・おば・おい・めいなど）

- 要介護状態などに該当し、被保険者本人からのご請求が困難となった場合でも、保険金などを確実にご請求いただくために、ご契約者は、代理請求人となられる方へあらかじめ「ご契約の内容」および「代理請求できること」を必ずお知らせください。

5 保険料払込免除について

- 被保険者が不慮の事故で180日以内に所定の身体障害表の第2級・第3級の障害状態に該当したときは、その後の保険料のお払込みは免除され、保険料のお払込みがあったものとして保障は継続されます。

6 配当金について

留意・補足事項

〔5年ごと配当タイプ（3年間災害保障型逡増定期保険）〕

配当金は変動（増減）し、決算実績によってはお支払いできない場合もあります。

- 毎年の決算実績を5年ごとに通算して剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。
- 上記の配当金とは別に、特別配当をお支払いすることがあります。
- 配当金を当社所定の利率 **①** で積み立てたものが積立配当金です。

〔毎年配当タイプ（新逡増定期保険）〕

配当金は変動（増減）し、決算実績によってはお支払いできない場合もあります。

- 毎年の決算により剰余金が生じた場合、ご契約後3年目から毎年お支払いします。
- 上記の配当金とは別に、特別配当をお支払いすることがあります。
- 配当金を当社所定の利率 **①** で積み立てたものが積立配当金です。

① この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については、当社ホームページ (<http://www.meiji-yasuda.co.jp/>) でご確認ください。

ご契約時の留意事項 ～必ずご確認ください～

7 ご契約者が法人（団体等）の場合について

留意・補足事項

保険金・給付金のお支払いについて

- ご契約者および死亡保険金受取人が法人である場合は、被保険者を受取人とする保険金および給付金を、死亡保険金受取人である法人にお支払いします **1**。

1 従業員を被保険者とする保険契約の死亡保険金などをご請求の際は、ご遺族などのご了解を要します。

8 その他留意事項

留意・補足事項

- 3年間災害保障型増定期保険は、契約日における被保険者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 新増定期保険は、契約日における被保険者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については、6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げます。例えば、満40歳7ヵ月の場合は41歳になります。
- 被保険者の健康状態によっては、特別条件をご承諾いただいたうえでご契約をお引受けする場合があります。この場合、保険設計書（契約概要）に記載の保障内容、保険金額などが異なりますので、「保険証券」に加え、「特別条件付加承諾書」、「特別条件付契約のしおり」および「ご契約のしおり 定款・約款」も必ずご確認ください。
- 保険料のお払込みなどに関するお取扱いは下表のとおりです。

保険料の前払い	お取扱いしております
延長定期保険への変更	お取扱いしておりません
払済保険への変更	お取扱いしております
自動振替貸付	お取扱いしておりません
ご契約者貸付制度	お取扱いしております 1

1 保険期間満了日までの期間が6年未満の場合はご利用いただけません。貸付金額は、主契約の返戻金の80%までとなります。貸付金額には所定の利率（複利）で利息がかかります。この利率は金融情勢の変化およびその他相当の事由があるときに変動することがあります。適用される利率については、当社ホームページ（<http://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご確認ください。

ご契約時の留意事項 ～必ずご確認ください～

保険金などのお支払いについての留意事項

免責事由

免責事由とは、支払事由に該当していても保険金などをお支払いしない事由のことで、主に以下の事由です

- 責任開始日（復活が行なわれた場合は復活の際の責任開始日）から3年以内の自殺
- 被保険者などの故意または重大な過失 など

責任開始時前の病気・ケガを原因とする場合

原則として高度障害保険金などのお支払いや保険料のお払込みの免除はできません

所定の障害状態

約款に定める身体障害表に基づいており、身体障害者福祉法などに定める障害状態などとは異なります

例) 所定の身体障害表の第1級の障害状態（高度障害状態）

約款に定める所定の障害状態で、両眼の視力を全く永久に失った状態（回復の見込みのない状態）など

【ご参考】保険料払込時以外の経理処理について

- ご契約者・死亡保険金受取人が法人、保険料払込回数が月掛の場合

死亡・高度障害保険金

死亡・高度障害保険金を受け取った場合、前払保険料および配当金積立金の資産計上額を取り崩し、受け取った死亡・高度障害保険金（含む配当金等）との差額を雑収入として益金に算入してください

解約時の返戻金

解約時の返戻金を受け取った場合、前払保険料および配当金積立金の資産計上額を取り崩し、受け取った返戻金額（含む配当金等）との差額を雑収入（雑損失）として益金（損金）に算入してください

配当金

当期積立利息を含め、その通知を受けた日の属する事業年度の雑収入として益金に算入してください

死亡保険金・解約時の返戻金を遺族または本人に支払った場合

死亡退職慰労金・弔慰金・生存退職慰労金として遺族または本人に支払った場合、適正額までは損金に算入できます

ご契約後、法人契約を個人契約に契約者変更する場合

ご契約者を法人から役員・従業員個人に変更される場合は、変更時の保険料積立金および配当金積立金の資産計上額を取り崩し、譲渡される権利の価額（変更時の解約時の返戻金（含む配当金等））との差額を雑損失（雑収入）として損金（益金）に算入してください

なお、契約者変更した保険契約を解約した場合には役員・従業員個人に所得税等が課税されることがあります。また、3年間災害保障型通増定期保険の低解約返戻期間中に契約者変更し、低解約返戻期間後に解約した場合などは、所轄の税務署等から租税回避行為と認識される可能性があります

3年間災害保障型通増定期保険を払済保険に変更する場合

払済保険に変更された場合は、原則として、変更時の前払保険料を取り崩し、変更時の解約時の返戻金との差額を雑収入（雑損失）として益金（損金）に算入してください

積立配当金はそのまま引き継がれますので、配当金積立金についての経理処理は必要ありません

上記の経理処理・税務の取扱い等については2017年2月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更等に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。また、冊子「法人契約の経理と税務」もあわせてご確認ください。